

窓口手数料を改定について

社会情勢の変化や適正な受益者負担を確保するため、令和3年4月1日から手数料を以下のとおり改定します。
ご理解とご協力をお願いいたします。

担当課	証明書の種類	改正前の額	改正後の額
町民生活課	住民票の写し、戸籍の附票の写しなど	250円	300円
	印鑑登録証明書		
税務課	所得・課税証明書など		
	固定資産関係証明書など		
農業委員会	軽油免税証明書など		
福祉、農業振興などに関する証明書			

※注意事項※

郵送で証明書を請求する場合、消印が3月中のものは改訂前の手数料になります。